

## 公共建設工事におけるリサイクル原則化ルール

設計第 85号平成 4年5月 25日  
一部改正設計第 10号平成 7年4月 18日  
一部改正設計第 226号平成 8年3月 25日  
一部改正設計第 168号平成 11年2月 9日  
一部改正建技第 341号平成 12年3月 23日  
一部改正建技第 329号平成 15年3月 10日  
一部改正建技第 282号平成 22年2月 25日  
一部改正建経技第 307号令和 3年10月 18日

公共建設工事における再生資源の利用については、平成 3年 10月に「再生資源の利用の促進に関する法律（平成 12年6月「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改称）」が施行され、平成 3年 11月 20日付け設計第 335号「再生資源の利用の促進について」（技術審議官通達）および平成 22年2月 25日付け建技第 282号「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用（リサイクル原則化ルール）」に基づき実施することとしているが、今般、「リサイクル原則化ルール」を一部改正したので遺漏なきよう対応すること。

### 記

静岡県の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にかかわらず実施するものとする。

なお、下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図るとともに再生製品の積極的な利用を推進する。また、再資源化施設の活用および再生製品の利用に際しては、所要の品質が確保される施設や製品を活用・利用することとする。

運用にあたっての実施要領は別に定める。

#### 1 建設副産物の工事現場からの搬出

##### (1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

##### (2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の①及び②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

- ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
- ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

##### (3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①、②のいずれかの方法をとる。

- ① 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する。
- ② 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬

出する。

ただし、①において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを超える場合、②において工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

#### (4) 建設混合廃棄物の工事現場からの搬出

建設工事においては、分別解体を原則とし建設混合廃棄物の排出を抑制すること。ただし、やむを得ず現場から排出する場合は、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として、再資源化施設へ搬出する。なお、再資源化施設の受入れ能力の限界を超える等の場合は、他の最終処分場に搬出することを妨げない。

#### (5) 建設発生土の工事現場からの搬出

##### 1) 建設発生土の調整

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事へ搬出することとし、下記調整システム等により工事案件相互に調整を行うこととする。

調整システム	運営者	運用
建設発生土情報交換システム	(一財)日本建設情報総合センター	・1,000 m <sup>3</sup> 以上の土砂搬出 ・500 m <sup>3</sup> 以上の土砂搬入 ・工事計画等早い段階にて概数にて登録する。
残土情報掲示板	静岡県	・100 m <sup>3</sup> 以上の土砂搬入、搬出 ・設計積算システムより自動的に情報掲載の他、手入力にて登録
※ 運用上の数量は目安とし、これより扱い土量が少量であっても必要に応じ登録を妨げるものでない。		

##### 2) 他の建設工事との調整が困難な場合

他の建設工事との搬入時期及び土質等の調整が困難である場合は、次の順番で処理すること。(別紙「建設発生土活用のフロー」参照)

① 建設副産物処理施設（建設残土ストックヤード）に搬入する。

↓

② 建設副産物処理施設（土質改良プラント）に搬入する。

↓

③ 処理施設への搬入が著しく困難な場合は、公有地・公有処分場、協会等の処分場へ搬入する。

↓

④ 公有地等への搬入が著しく困難な場合は、民間処分場へ搬入する。

↓

⑤ 民間処分場への搬入が著しく困難な場合は、請負者の自己保有地、民間の保有地に搬入する。

なお、民間処分場等にて処分する際は、当該処分場等が各種法令を遵守していることを確認すること。

## 2 再生資材等の利用

### (1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として再生資材を利用する。

### (2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

再生加熱アスファルト混合物の種類と使用区分については、土木工事積算資料による。また、使用範囲については、現状の流通範囲を確認する。

### (3) 建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の

建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設汚泥処理土を利用する。

#### (4) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事現場がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用することとし、「建設発生土情報システム」や「残土情報掲示板」等で調整を行うこととする。なお、他の工事との搬出時期及び土質等の調整が困難である場合は、次の順番で利用すること（別紙「建設発生土活用のフロー」参照）。

①建設副産物処理施設（建設残土ストックヤード）から搬入する。

②建設副産物処理施設（土質改良プラント）から搬入する。

#### (5) 再生製品の利用

再資源化技術により製造された製品の使用にあたっては、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」および「静岡県リサイクル認定製品」により積極的に利用を図る。ただし、利用にあたっては工事目的物に要求される強度や耐久性・機能・コストに留意する。

附 則

改正後の運用は、平成 7 年 5 月 1 日以降、設計積算するものから適用する。

附 則

改正後の運用は、平成 8 年 4 月 1 日以降、設計積算するものから適用する。

附 則

改正後の運用は、平成 11 年 4 月 1 日以降、設計積算するものから適用する。

附 則

改正後の運用は、平成 12 年 4 月 1 日以降、設計積算するものから適用する。

附 則

改正後の運用は、平成 15 年 4 月 1 日以降、設計積算するものから適用する。

附 則

改正後の運用は、平成 22 年 4 月 1 日以降、設計積算するものから適用する。

附 則

改正後の運用は、令和 3 年 11 月 1 日以降、設計積算するものから適用する。

# 建設発生土活用のフロー（Ver.2021）

※建設発生土の取扱い際し、使用量の抑制、再利用の促進を事業計画段階から十分に検討するものとする。

